

多摩読売写真クラブ規約

(名称及び事務所)

第1条：本会は、「多摩読売写真クラブ」と称し、事務所を立川市曙町 1-27-10
読売新聞立川支局に置く

2、本会は、前項の名称のほかに「多摩YPC」を呼称することができる。

(目的)

第2条：本会は、広く写真文化の振興を目指し、写真技術の向上を図るとともに
に会員相互の親睦を高めることを目的とする。

(組織)

第3条：本会は、第2条の目的に賛同する会員をもって組織する。

2、本会は支部組織を設けることができる。

(事業)

第4条：本会は、前条の目的達成のため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 撮影会・講習会・講座等の開催
- (2) コンテスト・展覧会・作品展の開催
- (3) その他必要な事業

(役員)

第5条：本会は、次の役員を置く

- | | | |
|-------------|-----|-----|
| (1) 会 | 長 | 1名 |
| (2) 副 | 会 長 | 2名 |
| (3) 事 務 局 長 | | 1名 |
| (4) 幹 | 事 | 若干名 |
| (5) 会 計 監 査 | | 2名 |

2、本会は、顧問並びに相談役を置くことができる。

(役員 の 選 出)

第6条：前条の役員は、役員会において候補者を選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員 の 任 期)

第7条：役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

2、補欠等により年度の途中において就任した役員任期は、前任者の在任期間とする。

(総 会 及 び 役 員 会)

第8条：総会は、年1回会長が招集する。会長が認めた場合、臨時総会を開くことができる。

2、会長は、必要と認めたときに役員会を開くことができる。

(入会金及び会費)

第9条：本会の入会金、会費は、次の通りとする。

(1) 入会金 1,000円(入会時)

(2) 会費 8,000円(年額)

尚、新規入会者の会費については、次の通りの入会月の金額とする。

1月から6月の入会者 8,000円

7月から12月の入会者 6,000円

(会計年度)

第10条：その年度は、1月1日から12月末日とする。

(入会及び脱会)

第11条：本会に入会を希望するものは、会の指定の口座振り込み、用紙に住所氏名など記入し、入会金、年会費を添えて同用紙で振り込む。

振り込まれた日から会員となる。

2、継続会員は、新会計年度開始後、速やかに会費を納入するものとする。
納入しない場合は、脱会とみなす。

3、本会の目的に反し、または好ましくない行為があった者は、役員会の議を経て会員資格の取り消しすることができる。

4、本会を脱会しようとする会員は、申し出により脱会できる。

ただし、既に納入された会費等は原則として還付しない。

(規約の改廃)

第12条：規約の改定は、総会出席者の3分の2の賛成をもって改廃するものとする。

(付 則)

多摩読売写真クラブ規約	令和7年1月1日	施行
	昭和63年1月29日	施行
	平成2年2月2日	一部改正
	平成5年3月6日	全文改正同日施行
	平成13年2月18日	一部改正同日施行
	平成21年3月1日	8条(2)改正、一部22年1月1日施行
	平成26年2月22日	9条一部
	平成27年2月15日	11条3項を抹消、4項、5項が繰り上がり
	2019年2月17日	9条一部 2020年1月1日施行